

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令の一部を改正する省令（案）等」
に関するご意見募集（パブリックコメント）実施要項

平成 20 年 7 月
厚生労働省
社会・援護局 障害保健福祉部
精神・障害保健課

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「法」という。）については、平成17年7月から施行されており、法に基づく医療を適切に行うため、指定入院医療機関の整備や指定通院医療機関の確保等を行ってきたところです。

しかしながら、特に指定入院医療機関の病床整備が進んでいないことから、病床が不足し、入院医療が必要と決定された者への適切な処遇の確保に支障を来しかねない状況となっています。

このため、将来的に病床に不足が生じた場合における臨時応急的な対応に関し、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令（平成17年厚生労働省令第117号）を改正することとしましたので、下記のとおり、広くご意見を募集いたします。

記

1. ご意見募集期間

平成20年7月18日（金）から平成20年7月25日（金）まで

※ 今般の改正は、病床不足が生じた際の臨時応急的な対応を定めるものであり、病床不足の発生と同時に本省令による改正事項に基づき、適切な処遇を確保するため、速やかに改正を実施する必要があることから、意見募集の期間を短縮させていただきます。

2. ご意見募集内容

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令の一部を改正する省令（案）」及び関係告示（案）について

3. ご意見提出方法

下記のいずれかの方法にて、ご提出願います。

○ 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課 宛

【※郵送の場合、平成20年7月28日（月）必着にてお願いいたします。】

○ FAXの場合

03-3593-2008

○ Eメールの場合

seishinhoken1@mhlw.go.jp

4. ご意見提出にあたっての注意事項

提出していただくご意見については、「医療観察法関係パブコメ」と明記の上、日本語でご提出くださいますよう、お願いいたします。

また、個人の場合は住所・氏名・年齢・職業を、法人の方は法人名・所在地を記載してください。これらの事項については、公表させていただくことがありますので、あらかじめご了承下さい。（公表の際に匿名を希望される場合は、ご意見提出の際、その旨お書き添えいただきますよう、お願いいたします。）

なお、いただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承下さい。

5. ご不明な点についてのお問い合わせ先

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課 企画法令係

【代表電話】 03-5253-1111（内線 3055）

※ 電話によるご意見はご遠慮下さいますようお願いいたします。

以上